

令和7年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第56号	令和7年度三豊市一般会計補正予算(第2号)	2
議案第57号	令和7年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)	3
議案第58号	令和7年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第59号	令和7年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	5
議案第60号	令和7年度三豊市病院事業会計補正予算(第2号)	6
議案第61号	三豊市桑山財産区管理会条例の制定について	7
議案第62号	三豊市比地大財産区管理会条例の制定について	11
議案第63号	財産の取得について(スクールバス)	15
議案第64号	財産の取得について(学習者用コンピュータ等)	16

議案第 56 号

令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 57 号

令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 58 号

令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 59 号

令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 0 号

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 1 号

三豊市桑山財産区管理会条例の制定について

三豊市桑山財産区管理会条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市桑山財産区管理会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の4第1項の規定に基づき、桑山財産区（以下「財産区」という。）の区域の住民の福祉を増進し、財産区の財産及び従物（以下「財産」という。）の管理並びに権利を永遠に保全するため桑山財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

(委員の選任)

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で三豊市議会（以下「議会」という。）の議員の被選挙権を有するもののうちから市長が議会の同意を得て選任する。

(失職及び資格決定)

第4条 委員が被選挙権を有する者でないときは、その職を失う。

2 当該委員の被選挙権の有無については、会議に出席した委員の3分の2以上の多数により決定する。

3 当該委員は、第7条第2項の規定にかかわらず、前項の会議において自己の資格に関し、弁明することができる。ただし、その採決に加わることはできない。

(会長)

第5条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。

2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 管理会は、会長が招集する。

2 会長は、3人以上の委員から管理会の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

(会議)

第7条 管理会は、5人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事件については、その議事に参与す

ることができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができる。

- 3 管理会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議事運営）

第8条 前3条に定めるもののほか、管理会の議事運営に関する事項は、管理会が定める。

- 2 管理会の議事運営については、市議会の例による。

（管理会の同意を要する事項）

第9条 財産区の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 財産の全部又は一部の処分収益に関する事項
- (2) 財産の価値又は利用価値を減少する処分
- (3) 財産の全部又は一部について、その財産の形態を変更する処分
- (4) 財産の住民に対する使用関係の設定、変更又は廃止に関する事項
- (5) 重要な管理行為（植林、計画伐採、間伐及び従物の採取）に関する事項
- (6) 財産の管理計画を定め、又は変更すること。
- (7) 使用料、加入金、分担金、夫役及び現品に関すること。
- (8) 植樹、立木、伐採木、間伐木等の売買契約、供給契約又はこれらの作業の請負契約を締結すること。
- (9) 財産区の区域外の住民による当該山林の従物の採取に関する事項
- (10) 毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。
- (11) この条例の改廃に関すること。

（管理事務の委任）

第10条 市長は、財産の管理に関する事務（次項において「管理事務」という。）の全部を管理会に委任するものとする。

- 2 管理事務とは、当該山林に関する管理行為をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（豊中町桑山財産区管理会協議の廃止）

- 2 豊中町桑山財産区管理会協議（昭和30年3月31日施行）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに、豊中町桑山財産区管理会協議の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に豊中町桑山財産区管理会協議第3条第1項の規定により選任された財産区管理委員である者は、この条例第3条の規定により選任されたものとみなし、その任期は、通算する。

議案第 6 2 号

三豊市比地大財産区管理条例の制定について

三豊市比地大財産区管理条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市比地大財産区管理会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第296条の4第1項の規定に基づき、比地大財産区（以下「財産区」という。）の区域の住民の福祉を増進し、財産区の財産及び従物（以下「財産」という。）の管理並びに権利を永遠に保全するため比地大財産区管理会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。

2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

(委員の選任)

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で三豊市議会（以下「議会」という。）の議員の被選挙権を有するもののうちから市長が議会の同意を得て選任する。

(失職及び資格決定)

第4条 委員が被選挙権を有する者でないときは、その職を失う。

2 当該委員の被選挙権の有無については、会議に出席した委員の3分の2以上の多数により決定する。

3 当該委員は、第7条第2項の規定にかかわらず、前項の会議において自己の資格に関し、弁明することができる。ただし、その採決に加わることはできない。

(会長)

第5条 管理会は、委員の中から会長を互選しなければならない。

2 会長は、管理会の会議を主宰し、管理会に関する事務を処理し、管理会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 管理会は、会長が招集する。

2 会長は、3人以上の委員から管理会の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

(会議)

第7条 管理会は、5人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事件については、その議事に参与す

ることができない。ただし、管理会の同意を得たときは、会議に出席し発言することができる。

- 3 管理会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議事運営）

第8条 前3条に定めるもののほか、管理会の議事運営に関する事項は、管理会が定める。

- 2 管理会の議事運営については、市議会の例による。

（管理会の同意を要する事項）

第9条 財産区の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 財産の全部又は一部の処分収益に関する事項
- (2) 財産の価値又は利用価値を減少する処分
- (3) 財産の全部又は一部について、その財産の形態を変更する処分
- (4) 財産の住民に対する使用関係の設定、変更又は廃止に関する事項
- (5) 重要な管理行為（植林、計画伐採、間伐及び従物の採取）に関する事項
- (6) 財産の管理計画を定め、又は変更すること。
- (7) 使用料、加入金、分担金、夫役及び現品に関すること。
- (8) 植樹、立木、伐採木、間伐木等の売買契約、供給契約又はこれらの作業の請負契約を締結すること。
- (9) 財産区の区域外の住民による当該山林の従物の採取に関する事項
- (10) 毎年度の財産区の収入及び支出並びに決算に関すること。

（条例の改正）

第10条 この条例を改正しようとするときは、委員全員の同意を要する。

- 2 前項の同意の効力は、管理会が発議し、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で議会の議員の被選挙権を有するものの承認を得たときに生じる。この場合において、当該承認には、管理会が行う投票において有効票の4分の3以上の賛成を必要とする。

（管理事務の委任）

第11条 市長は、財産の管理に関する事務（次項において「管理事務」という。）の全部を管理会に委任するものとする。

- 2 管理事務とは、当該山林に関する管理行為をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（豊中町比地大財産区管理会協議の廃止）

2 豊中町比地大財産区管理会協議（昭和30年3月31日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、豊中町比地大財産区管理会協議の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に豊中町比地大財産区管理会協議第3条第1項の規定により選任された財産区管理委員である者は、この条例第3条の規定により選任されたものとみなし、その任期は、通算する。

議案第 6 3 号

財産の取得について（スクールバス）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 動 産 |
| 2 | 取得する財産 | スクールバス（小型マイクロバス） |
| 3 | 数 量 | 4 台 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 5 | 取 得 価 額 | 3 4 , 3 2 0 , 0 0 0 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 三豊市高瀬町上麻乙 3 7 7 番地 1
コンドウ自動車工業株式会社
代表取締役 近藤 弘幸 |

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 6 4 号

財産の取得について（学習者用コンピュータ等）

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 種 類 | 動 産 |
| 2 | 取得する財産 | 学習者用コンピュータ等 |
| 3 | 内 訳 | 2 , 7 3 4 台 |
| 4 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 5 | 取 得 価 額 | 1 4 4 , 3 2 5 , 1 2 6 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 広島県広島市中区袋町 4 番 2 5 号
株式会社大塚商会 広島支店
支店長 真子 健 |

令和 7 年 6 月 9 日提出

三豊市長 山下 昭史